

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十二号

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する

条例の一部を改正する条例

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成五年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用における公費の支払) 第四条 (略) 二 (略) 一 (略) イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万六千円を超える場合には、一万六千円）の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千七百円に当該候補者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用における公費の支払) 第四条 (略) 二 (略) 一 (略) イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万五千八百円を超える場合には、一万五千八百円）の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千五百六十円に当該候補者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による</p>

候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第百条第四項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ハ（略）

第八条（ビラの作成における公費の支払）

（略）

- 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円七十三銭
- 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 五円十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十八万六千五百円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ポスターの作成における公費の支払）

第十一条（略）

- 一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百四十一円三十一銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。次号において同じ。）
- 二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

よる候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第百条第四項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ハ（略）

第八条（ビラの作成における公費の支払）

（略）

- 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円五十一銭
- 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 五円二銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十七万五千五百円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ポスターの作成における公費の支払）

第十一条（略）

- 一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百二十五円六銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。次号において同じ。）
- 二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。